

近江八幡市告示第9号

近江八幡市業務委託契約に係る入札予定価格等の事後公表に関する要領を次のように制定する。

令和3年1月25日

近江八幡市長 小 西 理

近江八幡市業務委託契約に係る入札予定価格等の事後公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札における公正な競争及び適正な見積価格での契約を確保するため、近江八幡市が発注する業務委託を入札に付して契約を締結しようとする場合における入札に係る予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格（以下「入札予定価格等」という。）について、入札執行後の公表（以下「事後公表」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 入札予定価格等の事後公表の対象は、設計金額50万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の業務委託のうち、除草、剪定及び治山に係る業務委託（以下「事後公表対象業務委託」という。）とする。ただし、近江八幡市建設工事契約審査会が認めた場合は、この限りでない。

(最低制限価格の算出方法等)

第3条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の4.5から10分の7.5までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額が明確に区分できないもの又は市長が特別に定めるものにつ

いての最低制限価格は、前項の規定にかかわらず予定価格の10分の5.0から10分の7.5までの範囲内で市長が定めるものとする。

3 前2項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(入札回数)

第4条 事後公表対象業務委託の入札の回数は、3回までとする。

(最低制限価格を下回る入札)

第5条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を失格とするものとする。

(委託費内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、事後公表対象業務委託の入札時に、当該入札に係る委託費内訳書を提出しなければならない。

(最低制限価格等の事後公表)

第7条 入札執行者は、事後公表対象業務委託の落札決定後は、速やかに当該入札に係る入札予定価格等を公表するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに行われた入札指名通知又は公告に基づくこの要領の対象となる業務委託の入札については、なお従前の例による。